

(別紙) 目 録

1 (1) 土地の表示

所在 上野原市上野原字押出し

地番 1 8 6 7 番 2

地目 田

地積 6. 1 4 平方メートル

(2) 登記年月日番号

甲府地方方法務局大月支局

明治4 5 年1 月2 3 日受付第1 2 0 号

(3) 登記した権利の内容

登記の目的 永小作権設定

原因 明治4 4 年7 月1 5 日設定

小作料 1 年4 5 円

支払期 毎年7 月3 0 日

存続期間 2 0 年

永小作権者 東山梨郡西保村9 5 番戸
林忠兵衛

共同目的物件 1 8 6 7 番4 の土地

2 (1) 土地の表示

所在 上野原市上野原字押出し

地番 1 8 6 7 番 3

地目 田

地積 1 7 6 平方メートル

(2) 登記年月日番号

甲府地方方法務局大月支局

明治4 5 年1 月2 3 日受付第1 2 0 号

(3) 登記した権利の内容

登記の目的 永小作権設定

原因 明治4 4 年7 月1 5 日設定

小作料 1 年4 5 円

支払期 毎年7 月3 0 日

存続期間 2 0 年

永小作権者 東山梨郡西保村9 5 番戸
林忠兵衛

共同目的物件 1 8 6 7 番 1 の土地

3 (1) 土地の表示

所在 上野原市上野原字押出し

地番 1 8 6 7 番 4

地目 田

地積 3 2 3 平方メートル

(2) 登記年月日番号

甲府地方方法務局大月支局

明治4 5 年1 月2 3 日受付第1 2 0 号

(3) 登記した権利の内容

登記の目的 永小作権設定

原因 明治4 4 年7 月1 5 日設定

小作料 1 年4 5 円

支払期 毎年7 月3 0 日

存続期間 2 0 年

永小作権者 東山梨郡西保村9 5 番戸
林忠兵衛

共同目的物件 1 8 6 7 番 2 の土地

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和8年(フ)第7 0 8 2 号

東京都新宿区西新宿2 丁目4 番1 号 新宿N Sビル

債務者 リス株式会社

代表者代表取締役 木村 亮郎

- 1 決定年月日時 令和8 年9 月25 日午後5 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 津田 宏明
- 4 破産債権の届出期間 令和8 年10 月23 日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和9 年1 月14 日午後2 時30 分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第7 1 2 2 号

東京都港区虎ノ門2 丁目6 番1 号

債務者 株式会社M O Y A I

代表者代表取締役 渡邊 亮

- 1 決定年月日時 令和8 年9 月28 日午後5 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 相羽 利昭
- 4 破産債権の届出期間 令和8 年10 月26 日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和9 年1 月29 日午後2 時30 分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第7 1 2 8 号

東京都北区十条仲原1 丁目1 番8 号 寺崎ビル2 階

債務者 株式会社イヌイ

代表者代表取締役 犬井 真

- 1 決定年月日時 令和8 年9 月28 日午後5 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小野塚 格

- 4 破産債権の届出期間 令和8 年10 月26 日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和9 年1 月21 日午後2 時

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第5 3 0 号

静岡県駿河区中田3 丁目8 番7 号101

債務者 株式会社アイワークシステム

代表者代表取締役 渡辺 勇

- 1 決定年月日時 令和8 年9 月29 日午後1 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 青木惣一郎
- 4 破産債権の届出期間 令和8 年10 月27 日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8 年12 月9 日午前11 時20 分

静岡地方裁判所民事第2 部

令和8年(フ)第1 1 0 3 号

宮城県塩竈市北浜4 丁目4 番17 号

債務者 株式会社力ネコ橋沼商店

代表者代表取締役 橋沼 幸造

- 1 決定年月日時 令和8 年9 月28 日午後5 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 菅野 淳一
- 4 破産債権の届出期間 令和8 年10 月28 日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8 年12 月18 日午後2 時30 分

仙台地方裁判所第4 民事部破産係

令和8年(フ)第3 4 4 号

静岡県沼津市西浦江梨字小峰986 番地

債務者 有限会社はまゆう荘

代表者代表取締役 菊地 芳信

- 1 決定年月日時 令和8 年9 月29 日午前10 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 後藤 真理
- 4 破産債権の届出期間 令和8 年10 月30 日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8 年12 月17 日午前10 時

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和8年(フ)第3 8 8 号

静岡県湖西市新居町中之郷3636 番地の10

債務者 株式会社ジーズサービス

代表者代表取締役 永田 耕二

- 1 決定年月日時 令和8 年9 月29 日午前10 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高貝 亮

- 4 破産債権の届出期間 令和8 年11 月4 日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8 年12 月22 日午後2 時

静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和8年(フ)第1 3 4 号

北海道苫小牧市有珠の沢町6 丁目8 番8 号

債務者 有限会社細田商会

代表者取締役 細田 修二

- 1 決定年月日時 令和8 年9 月29 日午後3 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 仲田 亮
- 4 破産債権の届出期間 令和8 年11 月16 日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和9 年1 月15 日午後4 時

札幌地方裁判所苫小牧支部

令和8年(フ)第7 5 4 号

北九州市小倉南区徳力二丁目3 ー1 ー203

債務者 株式会社H. I. クラフト

代表者代表取締役 堀 直幸

- 1 決定年月日時 令和8 年9 月25 日午後2 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松本 知佳
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8 年12 月2 日午前10 時

福岡地方裁判所小倉支部第1 民事部

令和8年(フ)第4 3 9 6 号

大阪府八尾市太田新町9 丁目143 番地

債務者 株式会社桂工務店

代表者代表取締役 亀井 宏之

- 1 決定年月日時 令和8 年9 月18 日午後3 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三井 裕崇
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8 年12 月14 日午後1 時40 分

大阪地方裁判所第6 民事部

令和8年(フ)第4 9 0 2 号

大阪市平野区長吉六反2 丁目1 番8 号

債務者 三栄商事株式会社

代表者代表取締役 片山 利成

- 1 決定年月日時 令和8 年9 月28 日午後3 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 安原由美子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8 年12 月17 日午後2 時20 分

大阪地方裁判所第6 民事部